

●香川県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年10月6日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

令和8年10月6日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 高松坂出線（161号）
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
坂出市青海町字高木714番3 地先から	前	22.6～42.3	68	市道移管による不用物件 化及び道路改築事業によ る交差点改良
坂出市青海町字高木704番1 地先まで	後	22.6～50.0	68	

- 4 供用開始の期日 令和8年10月6日